

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	とう ま しげ き 当 麻 茂 樹 (昭和23年9月29日生)	昭和47年4月 株式会社第一勧業銀行(現 株式会社みずほ銀行 および株式会社みずほコーポレート銀行) 入行 同行執行役員 同行常務執行役員 平成14年4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員 平成14年11月 いすゞ自動車株式会社取締役副社長 平成19年6月 同社取締役 平成22年5月 当行顧問 平成22年6月 当行代表取締役社長(現任)	普通株式 77,451株
2	なか むら ゆき お 中 村 行 男 (昭和29年9月5日生)	昭和53年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成12年10月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長 平成19年4月 当行審査業務部長兼ポートフォリオ・リスク統轄部長兼オペ レーショナルリスク管理部長 平成20年6月 当行執行役法人営業統轄本部長 平成21年10月 当行常務執行役法人営業統轄本部長 平成22年6月 当行代表取締役専務執行役員リスク管理部門長 (現任)	普通株式 8,782株
3	J. クリストファー フラワース (昭和32年10月27日生)	昭和54年3月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 昭和63年12月 同社パートナー 平成12年3月 当行取締役(現任) 平成14年11月 J. C. フラワース 社会長(現任) 平成19年8月 クラーク・グループ・アドバイザー・ボード・メンバー(現任) 平成20年9月 フラワース・ナショナル銀行会長(現任) 平成24年5月 NIBC銀行スーパー・アドバイザー・ボード・メンバー(現任)	普通株式 76,753,756株
4	か に しげる 可 児 滋 (昭和18年9月20日生)	昭和41年4月 日本銀行入行 平成4年5月 東京金融先物取引所(現 株式会社東京金融取引 所) 常任監事 平成8年5月 日本銀行文書局長 平成11年5月 東京証券取引所常務理事 平成14年4月 日本電気株式会社顧問 平成16年6月 当行取締役(現任) 平成18年4月 横浜商科大学教授(現任)	普通株式 51,432株

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
5	まきはら じゅん 榎原 純 (昭和33年1月15日生)	昭和56年9月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成4年11月 同社パートナー 平成8年11月 同社東京支店共同支店長兼株式部門共同部門長 平成12年7月 株式会社サテューン取締役会長(現任) 平成17年3月 RHJインターナショナル取締役(現任) 平成18年6月 マネックスグループ株式会社取締役(現任) 平成23年6月 当行取締役(現任)	普通株式 200,000株
6	たかはし ひろゆき 高橋 弘幸 (昭和12年3月1日生)	昭和34年4月 三井物産株式会社入社 平成8年6月 同社代表取締役常務取締役人事部長 平成9年6月 同社監査役 平成12年6月 同社顧問 平成12年10月 社団法人日本監査役協会専務理事兼事務局長 平成17年10月 同協会理事 平成18年6月 当行取締役(現任) 平成18年6月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社) 監査役(現任) 平成19年6月 協和発酵工業株式会社(現協和発酵キリン株式会社) 監査役(現任)	普通株式 36,442株

(注) 1. 現に当行の取締役である候補者の当行における担当については事業報告(22頁)に記載しております。

2. 候補者と当行との特別の利害関係について

- (1) 当行は、J. クリストファー フラワーズ氏が設立し、会長をつとめる投資助言会社であるJ. C. フラワーズ社が助言を行うJCF Associates II Ltd.及びJCF Associates III Ltd.がそれぞれ運営するJ. C. Flowers II L. P.及びJ. C. Flowers III L. P.に対して出資を行っています。また、同社が運営する当該ファンドの一部につき、当行は同社と助言に関する取り決めを行っています。
- (2) 平成20年1月、J. C. フラワーズ社により助言を受けた4つの投資ヴィークルが、公開買付けによって当行の普通株式358,456千株を取得し、さらに当行の資本基盤増強のため117,647千株の新規発行普通株式を引受けました。加えて、平成23年3月、当行が行った海外募集による新株式発行に際し、同投資ヴィークル及びJ. クリストファー フラワーズ氏は、合計で172,000千株の新規発行普通株式を取得しました。J. クリストファー フラワーズ氏は当行の取締役であり、J. C. フラワーズ社の創設者かつ経営陣でもあります。
- (3) 当行は、NIBC Holding N.V.に対して、J. C. フラワーズ社が助言を行う投資組合を通じて、間接的に投資を行っています。NIBC Holding N.V.を間接的に支配しているNew NIB Limitedに対し、J. クリストファー フラワーズ氏が49%の議決権を保有しております。
- その他の取締役候補者と当行の間には、いずれも特別の利害関係はありません。

3. J. クリストファー フラワーズ、可見 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏は社外取締役候補者であります。

4. 社外取締役候補者に関する事項は以下のとおりであります。

- (1) 社外取締役候補者の選任理由について
- ① J. クリストファー フラワーズ氏につきましては、銀行業務、金融サービス業及び金融業務全般についての専門性と幅広い見識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ② 可見 滋氏につきましては、リスク管理分野における見識と銀行業務に関する幅広い知識を当行の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ③ 榎原 純氏につきましては、金融に関する豊富な知識、また、国内及び国外での経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。
- ④ 高橋弘幸氏につきましては、企業監査に関する高い見識と幅広い分野に亘る業務経験を当行経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものです。

- (2) 社外取締役候補者が最後に選任された在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行なわれた事実、並びに当該事実発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為について

該当事項はありません。

- (3) 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の執行役又は取締役、監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社において法令又は定款に違反する事実、その他不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

高橋弘幸氏が社外監査役をつとめているパナソニック株式会社は、冷蔵庫用コンプレッサー事業の独占禁止法違反行為に関して、平成22年9月に米国司法省、同年10月にカナダ競争局との間で、それぞれ罰金を支払うことに合意し、また平成23年12月に欧州委員会から制裁金支払命令を受けました。同氏は、当該違反行為が判明するまでは当該違反行為を認識しておりませんが、平素より法令遵守の視点に立ち、取締役会等を通じて職務を遂行し、法令に反する業務執行がなされることのないよう努めておりました。また同氏は、当該違反行為の判明後は再発防止に向けた同社の取り組み内容を確認しました。

- (4) 社外取締役候補者のうち現に当行の社外取締役である者が社外取締役に就任してからの年数について

- ① J. クリストファー フラワーズ 氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって通算11年3ヶ月であります。
- ② 可児 滋氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって8年であります。
- ③ 榎原 純氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって1年であります。
- ④ 高橋弘幸氏の社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結時をもって6年であります。

- (5) 社外取締役との責任限定契約の内容の概要について

社外取締役候補者 J. クリストファー フラワーズ、可児 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏は、当行と会社法第427条第1項に基づき責任限定契約を締結しております。その内容の概要は、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定するものとし、かかる任務懈怠により当行に損害を与えた場合、社外取締役が職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとなっております。上記4名の再任が承認された場合、当行は4名各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

5. 当行は、株式会社東京証券取引所に対して、可児 滋、榎原 純、高橋弘幸の各氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

## 第2号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木啓史氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、監査役として新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本候補者は辞任された監査役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	ながたしんや 永田信哉 (昭和33年6月29日生)	昭和56年4月 株式会社日本長期信用銀行(現 株式会社新生銀行) 入行 平成13年12月 当行財務管理部長 平成18年10月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務プロジェクト部長 平成21年4月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成21年9月 当行グループ財務管理部長 平成22年6月 当行グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年9月 当行執行役員グループ財務管理部長兼グループ財務経理部長 平成22年10月 当行執行役員財務管理部長(現任)	0株

(注) 監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。本候補者は、当行の社外監査役以外の監査役の補欠としての補欠監査役候補者いたします（なお、平成22年6月23日開催の当行第10期定時株主総会にて補欠社外監査役として選任された保田眞紀子氏は、引き続き当行の社外監査役の補欠としての補欠監査役といたします。）。また、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消することができるものとさせていただきます。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する当行株式の数
1	たか はし えい じ 高 橋 栄 治 (昭和43年1月3日生)	平成3年4月 株式会社日本長期信用銀行（現 株式会社新生銀行）入行 平成19年5月 当行グループ 財務統制推進室次長兼グループ 財務プロジェクト部次長兼グループ 財務プロジェクト部パフォーマーII準備室次長 平成21年4月 当行国際会計基準推進室次長兼グループ 財務統制推進室次長 平成22年4月 当行グループ 経営管理統轄部次長 平成22年10月 当行経営管理統轄部次長 平成24年3月 当行監査役室長（現任）	普通株式 14,768株

(注) 補欠監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。

以 上